

不利益処分の処分基準(個票)

No.	1	所管係名	教育課 学校教育係	
処 分 の 概 要		学校施設の返還命令		
法令(例規)名及び 根拠条項		学校施設の確保に関する政令 第 4 条		
法令(例規) 番号		昭和 24 年政令第 34 号		
処分基準の内容		(返還命令) 第4条 管理者は、学校教育上支障があると認めるときは、学校施設の占有者に対してその学校施設の全部又は一部の返還を命ずることができる。但し、前条第1項第1号に該当する場合及び他の学校が学校教育の目的に使用する場合は、この限りでない。		
		処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ㊦：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

不利益処分の処分基準(個票)

No.	2	所管係名	教育課 学校教育係	
処 分 の 概 要		学校施設にある工作物等移転命令		
法令(例規)名及び 根拠条項		学校施設の確保に関する政令 第 15 条		
法令(例規) 番号		昭和 24 年政令第 34 号		
処分基準の内容		(移転命令) 第15条 管理者は、返還の目的である学校施設にある工作物その他の物件の所有者に、その物件の移転を命ずることができる。但し、所有者に移転を命ずることができないとき、又は著しく困難であるときは、その占有者に移転を命ずることができる。		
		処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

不利益処分の処分基準(個票)

No.	3	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		町立学校使用料の徴収		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町立学校設備使用条例第 5 条第 1 項		
法令(例規) 番号		昭和40年条例第20号		
処分基準の内容		(使用料) 第5条 使用者は、教育委員会の定める使用料を前納しなければならない。		
		処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

不利益処分の処分基準(個票)

No.	4	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		町立学校の損害賠償		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町立学校設備使用条例第 8 条		
法令(例規) 番号		昭和 40 年条例第 20 号		
処分基準の内容		(損害賠償) 第8条 使用により建物、附属物等に損害を生じたときは、使用者はその損害を賠償しなければならない。		
		処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ㊦：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

不利益処分の処分基準(個票)

No.	5	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		公民館の事業・行為の停止命令		
法令(例規)名及び 根拠条項		社会教育法第 40 条第 1 項		
法令(例規)番号		昭和 24 年法律第 207 号		
処分基準の内容		(公民館の運営方針) 第 23 条 公民館は、次の行為を行ってはならない。 (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ その他営利事業を援助すること。 (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支 持すること。 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教 団を支援してはならない。 (公民館の事業又は行為の停止) 第 40 条 公民館が第 23 条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民 館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委 員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。		
		処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

不利益処分 of 処分基準 (個票)

No.	6	所管係名	教育課 社会教育係						
処 分 の 概 要	町民会館使用料の徴収								
法令 (例規) 名 及 び 根拠条項	玄海町町民会館条例 第 7 条								
法令 (例規) 番 号	平成3年条例第12号								
処分基準の内容	(使用料) 第 7 条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない 別表(第7条関係) ホール等使用料								
	区分		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	冷暖房費1 時間につき
	文化ホ ール(楽 器演奏 ホール)	入場料金を徴収し ない場合	11,000円	18,000円	21,000円	29,000円	39,000円	50,000円	3,500円
	屋出演 者控室 つき)	入場料 500円以下 金を徴 収する 場合	21,000	32,000	37,000	53,000	69,000	90,000	
		500円を超 える場合	28,000	49,000	56,000	77,000	105,000	133,000	
	イベントホール		4,000	6,000	7,000	10,000	13,000	17,000	1,000
	研修室(3)		1,000	1,500	2,000	3,500	4,000	6,000	300
	研修室(4)		1,000	1,500	2,000	3,500	4,000	6,000	300
	音楽室		200	300	400	600	700	1,000	100
	備考		1 営利を目的として使用する場合は、イベントホール、研修室にあつてはそれぞれ10割増し、文化ホールにあつては入場料金を徴収する場合のそれぞれ最高額とする。 2 冷暖房を営利を目的として使用する場合は2倍とする(1時間未満については、1時間とする。) 3 使用時間の超過、繰上げ及び練習等の使用料は、別に規則で定める。						
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの								
	備 考								
	設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日			最終変更年月日		平成 年 月 日		

不利益処分の処分基準(個票)

No.	7	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		町民会館使用許可の取消し等		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町町民会館条例 第12条		
法令(例規)番号		平成3年条例第12号		
処分基準の内容		(使用許可の取消し等) 第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。 (2) 会館職員(以下「職員」という。)の指示に従わなかったとき。 2 前項の措置によって使用者が損害を受けても教育委員会は、その責めを負わない。		
		処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

不利益処分の処分基準(個票)

No.	8	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		町民会館原状回復の義務		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町町民会館条例第 13 条		
法令(例規) 番号		平成3年条例第12号		
処分基準の内容		(原状回復の義務) 第13条 使用者が、その使用を終了したとき(使用の許可の取消し、制限又は停止を受けたときを含む。)は、職員の指示に従い直ちに原状に復さなければならない。		
		処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ㊦：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

不利益処分の処分基準(個票)

No.	9	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		町民会館の損害賠償		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町町民会館条例第 14 条		
法令(例規)番号		平成3年条例第12号		
処分基準の内容		(損害賠償) 第14条 使用者又は入館者は、会館の建物及び附属設備を故意又は重大な過失により破損し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければならない。		
		処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ㊦：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

不利益処分の処分基準(個票)

No.	10	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		コミュニティセンター許可の取り消し等		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町コミュニティセンター設置条例第6条		
法令(例規)番号		平成22年条例第1号		
処分基準の内容		(許可の取り消し等) 第6条 教育委員会は、第4条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 利用者がこの条例に基づく指示に従わないとき、又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則等に違反したとき。 (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。		
		処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

不利益処分の処分基準(個票)

No.	1 1	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		コミュニティセンター原状回復の義務		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町コミュニティセンター設置条例第7条		
法令(例規)番号		平成22年条例第1号		
処分基準の内容		(原状回復の義務) 第7条 利用者は、センターの施設設備等について形状の変更等行ったときは、利用が完了した時点で原状に回復して返還しなければならない。		
		処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ㊦：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

不利益処分の処分基準(個票)

No.	1 2	所管係名	教育課 社会教育係																																																
処 分 の 概 要		社会体育館使用料の徴収																																																	
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町社会体育館の設置及び管理に関する条例第 8 条																																																	
法令(例規) 番号		平成元年条例第 17 号																																																	
処分基準の内容		(使用料)																																																	
		第8条 社会体育館を使用する者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 ただし、特別の理由があると認めた場合には、後納することができる。																																																	
		別表(第8条関係)																																																	
		(平成3条例11・追加)																																																	
		<table><tr><td rowspan="2"> 時間 室名 </td><td>午前</td><td>午後</td><td>全日</td><td>夜間</td></tr><tr><td>9時～13時</td><td>13時～17時</td><td>9時～17時</td><td>17時以降(1時間)</td></tr><tr><td>体育室(全面使用)</td><td>2,000円</td><td>2,000円</td><td>4,000円</td><td>700円</td></tr><tr><td>体育室(半面使用)</td><td>1,000円</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>350円</td></tr><tr><td>柔剣道場(全面使用)</td><td>500円</td><td>500円</td><td>1,000円</td><td>200円</td></tr><tr><td>柔剣道場(半面使用)</td><td>250円</td><td>250円</td><td>500円</td><td>150円</td></tr><tr><td>卓球室1台</td><td>200円</td><td>200円</td><td>400円</td><td>100円</td></tr><tr><td>トレーニング室1回</td><td colspan="4">100円</td></tr><tr><td>全館</td><td>4,000円</td><td>4,000円</td><td>8,000円</td><td>1,200円</td></tr></table>						時間 室名	午前	午後	全日	夜間	9時～13時	13時～17時	9時～17時	17時以降(1時間)	体育室(全面使用)	2,000円	2,000円	4,000円	700円	体育室(半面使用)	1,000円	1,000円	2,000円	350円	柔剣道場(全面使用)	500円	500円	1,000円	200円	柔剣道場(半面使用)	250円	250円	500円	150円	卓球室1台	200円	200円	400円	100円	トレーニング室1回	100円				全館	4,000円	4,000円	8,000円	1,200円
		時間 室名	午前	午後	全日	夜間																																													
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	17時以降(1時間)																																													
		体育室(全面使用)	2,000円	2,000円	4,000円	700円																																													
		体育室(半面使用)	1,000円	1,000円	2,000円	350円																																													
		柔剣道場(全面使用)	500円	500円	1,000円	200円																																													
		柔剣道場(半面使用)	250円	250円	500円	150円																																													
		卓球室1台	200円	200円	400円	100円																																													
トレーニング室1回	100円																																																		
全館	4,000円	4,000円	8,000円	1,200円																																															
1 町外者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2倍とする。																																																			
2 営利を目的とする場合の使用料の額は、この表に定める額の3倍とする。ただし、町外者が使用する場合は5倍とする。																																																			
処分基準の未設定理由																																																			
ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの																																																			
備 考																																																			
設 定 年 月 日		平成 26 年 4 月 1 日		最終変更年月日		平成 年 月 日																																													

不利益処分の処分基準(個票)

No.	13	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		社会体育館の原状回復義務		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町社会体育館の設置及び管理に関する条例第 11 条		
法令(例規)番号		平成元年条例第 17 号		
処分基準の内容		(原状回復義務) 第11条 使用者は、社会体育館の使用を終了したとき、又は使用の許可を取り消され、若しくは停止させられたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。		
		処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ㊦：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

不利益処分の処分基準(個票)

No.	14	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		社会体育館の損害賠償		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町社会体育館の設置及び管理に関する条例第 12 条		
法令(例規)番号		平成元年条例第 17 号		
処分基準の内容		(損害賠償) 第12条 使用者は、施設又は器具等を故意又は過失により、滅失し、若しくはき損した場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。		
		処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ㊦：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

不利益処分の処分基準(個票)

No.	15	所管係名	教育課 社会教育係			
処 分 の 概 要		総合運動場使用料の徴収				
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町総合運動場条例第5条				
法令(例規)番号		平成3年条例第13号				
処分基準の内容		(使用料)				
		第5条 総合運動場を使用する者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 ただし、特別の理由があると認めた場合には、後納することができる。				
		別表(第5条関係)				
		施設名	午前 9時～13時	午後 13時～17時	全日 9時～17時	夜間 17時以降(1時間 につき)
		総合運動場	1,000円	1,000円	2,000円	300円
		占用以外の個人使用(無料)				
		1 営利を目的とした催物及び入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表に定める額の5倍とする。ただし、町外者が使用する場合は、10倍とする。				
		2 町外者が前記以外に使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2倍とする。				
		処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの				
備 考						
設 定 年 月 日		平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日		

不利益処分の処分基準(個票)

No.	16	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		総合運動場の損害賠償		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町総合運動場条例第8条		
法令(例規)番号		平成3年条例第13号		
処分基準の内容		(損害賠償) 第8条 使用者は、施設又は器具等を故意又は重大な過失により、滅失し、又はき損した場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。		
		処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ㊦：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

不利益処分 of 処分基準 (個票)

No.	17	所管係名	教育課 社会教育係											
処 分 の 概 要		野球場使用料の徴収												
法令 (例規) 名及び 根拠条項		玄海町野球場条例第 8 条												
法令 (例規) 番号		平成4年条例第13号												
処分基準の内容		(使用料)												
		第8条 野球場を使用する者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、特別の理由があると認めた場合には、後納することができる。												
		別表(第8条関係)												
		1 野球場使用料												
		使用時間 施設名 <table border="1"> <tr> <td>9時～13時</td><td>13時～17時</td><td>9時～17時</td><td>17時以降 (1時間につき)</td></tr> <tr> <td>1,000円</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>300円</td></tr> <tr> <td colspan="4">占有以外の個人使用(無料)</td></tr> </table>	9時～13時	13時～17時	9時～17時	17時以降 (1時間につき)	1,000円	1,000円	2,000円	300円	占有以外の個人使用(無料)			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	17時以降 (1時間につき)									
		1,000円	1,000円	2,000円	300円									
		占有以外の個人使用(無料)												
		1 営利を目的とした催物及び入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表に定める額の5倍とする。ただし、町外者が使用をする場合は、10倍とする。												
		2 町外者が前記以外に使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2倍とする。												
2 野球場夜間照明施設使用料														
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">使用区分</th><th>1時間当たり</th></tr> <tr> <td rowspan="2">全灯</td><td>町内使用者</td><td>1,030円</td></tr> <tr> <td>町外使用者</td><td>2,060円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">半灯</td><td>町内使用者</td><td>510円</td></tr> <tr> <td>町外使用者</td><td>1,030円</td></tr> </table>	使用区分		1時間当たり	全灯	町内使用者	1,030円	町外使用者	2,060円	半灯	町内使用者	510円	町外使用者	1,030円	
使用区分		1時間当たり												
全灯	町内使用者	1,030円												
	町外使用者	2,060円												
半灯	町内使用者	510円												
	町外使用者	1,030円												
処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの														
備 考														
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日											

不利益処分の処分基準(個票)

No.	18	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		野球場の損害賠償		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町野球場条例第8条		
法令(例規)番号		平成4年条例第13号		
処分基準の内容		(損害賠償) 第11条 使用者が、施設又は設備等を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。		
		処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ㊦：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成	年 月 日

不利益処分 of 処分基準 (個票)

No.	19	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		図書館の損害賠償		
法令 (例規) 名 及 び 根拠条項		玄海町立図書館条例第6条		
法令 (例規) 番号		平成 21 年条例第 7 号		
処分基準の内容		(損害賠償) 第6条 図書館の利用者は、その責めに帰すべき理由により図書館の施設設備、資料等を棄損、汚損、破損又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長は相当の理由があると認めるときはこれを減額し、又は免除することができる。		
		処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ㊦：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

不利益処分の処分基準(個票)

No.	20	所管係名	教育課 社会教育係																				
処 分 の 概 要		図書館資料の貸出し																					
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町立図書館管理運営規則第5号																					
法令(例規)番号		平成21年規則第5号																					
処分基準の内容		(図書館資料の貸出し) 第6条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ図書館カード利用申込書(様式第1号又は第2号)を館長に提出し、図書館利用者カード(様式第3号)の交付を受けなければならない。 2 図書館利用者カードの交付は無料とする。ただし、紛失による再交付の場合は、実費相当額を徴収するものとする。 3 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、図書館利用者カードを提出しなければならない。 4 図書館利用者カードは、これを他人に譲渡若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。 5 図書館利用者カードを紛失したとき又は利用申込みの内容に変更が生じたときは、速やかに図書館利用者カード紛失・変更届(様式第4号)により館長に届け出なければならない。 (貸出しの数量及び期間) 第7条 図書館資料の貸出しの数量及び期間は、次のとおりとする。																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">個人(1人につき)</th><th colspan="2">団体(1団体につき)</th></tr> <tr> <th>数量</th><th>期間</th><th>数量</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般図書</td><td>5冊以内</td><td>14日以内</td><td>30冊以内</td><td>30日以内</td></tr> <tr> <td>視聴覚資料</td><td>1点</td><td>7日以内</td><td>3点以内</td><td>14日以内</td></tr> </tbody> </table>			区分	個人(1人につき)		団体(1団体につき)		数量	期間	数量	期間	一般図書	5冊以内	14日以内	30冊以内	30日以内	視聴覚資料	1点	7日以内	3点以内	14日以内
		区分	個人(1人につき)			団体(1団体につき)																	
			数量	期間	数量	期間																	
		一般図書	5冊以内	14日以内	30冊以内	30日以内																	
視聴覚資料	1点	7日以内	3点以内	14日以内																			
2 貸出し期間の延長は、他の利用者の予約のない限り、一般図書については返却予定日から7日間までとする。ただし、視聴覚資料については延長を認めない。																							
処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの																							
備 考																							
設 定 年 月 日		平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日																			

不利益処分の処分基準(個票)

No.	2 1	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		指定文化財現状変更等の制限		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町文化財保護条例第 13 条		
法令(例規) 番号		平成5年条例第20号		
処分基準の内容		(現状変更等の制限) 第13条 町重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更で維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合及び保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微である場合は、この限りでない。 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合には、同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な条件を付けることができる。 4 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。 5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は許可に際し第3項の条件を付けられたことによって損失を受けた者に対しては、町は、その通常生ずべき損失を補償する。		
		処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日